議案第２７号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正について

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

２０２６年（令和８年）９月１７日提出

藤沢市教育委員会

教育長　宮　原　伸　一

１　一部を改正する規則

別紙のとおり

２　施行期日

２０２７年（令和９年）４月１日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例の一部改正により、所要の改正をする必要による。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和８年　　月　　日

藤沢市教育委員会

教育長　　宮　原　伸　一

藤沢市教育委員会規則第　　号

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則（平成４年藤沢市教育委員会規則第１号)の一部を次のように改正する。

第２条を削る。

第３条中「を使用できる期間は、次の表のとおりとする」を「の使用期間及び休館日は、教育委員会と指定管理者（条例第１１条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）との協議の上、別に定める」に改め、同条の表を削り、同条を第２条とする。

第４条を削り、第５条を第３条とし、第６条を第４条とする。

第７条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の申請に係る使用者に条例別表に規定する市内在住者等が含まれる場合には、前項の申請書に市内在住者等であることを証する書類を添えなければならない。

第７条を第５条とし、第８条から第１４条までを２条ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則(平成４年３月 19 日教委規則第１号)の一部改正　新旧対照表

改正後	改正前
平成９年11月12日教育委員会規則第５号 平成11年２月15日教育委員会規則第８号 平成11年２月16日教育委員会規則第10号 平成12年８月７日教育委員会規則第２号 平成14年１月25日教育委員会規則第11号 平成15年12月５日教育委員会規則第５号 平成17年１月17日教育委員会規則第４号 平成19年３月22日教育委員会規則第１号 平成23年３月28日教育委員会規則第５号 平成28年３月31日教育委員会規則第10号 平成30年９月25日教育委員会規則第２号 令和元年12月19日教育委員会規則第５号 令和３年７月20日教育委員会規則第５号 令和８年８月20日教育委員会規則第　号	平成９年11月12日教育委員会規則第５号 平成11年２月15日教育委員会規則第８号 平成11年２月16日教育委員会規則第10号 平成12年８月７日教育委員会規則第２号 平成14年１月25日教育委員会規則第11号 平成15年12月５日教育委員会規則第５号 平成17年１月17日教育委員会規則第４号 平成19年３月22日教育委員会規則第１号 平成23年３月28日教育委員会規則第５号 平成28年３月31日教育委員会規則第10号 平成30年９月25日教育委員会規則第２号 令和元年12月19日教育委員会規則第５号 令和３年７月20日教育委員会規則第５号
（趣旨） 第１条　この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例（平成３年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例（平成３年藤沢市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
【削除】	（児童生徒以外の使用者の範囲） 第２条　条例第５条第２項の規則で定める者は、次のとおりとする。 （１）　市民 （２）　この市の区域内（以下「市内」という。）に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者 （３）　小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部（以下「小、中学校等」という。）で、神奈川県の区域内（市内を除き、以下「県内」という。）に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室（以下「野外

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>体験教室」という。）を使用する者
（４）　前３号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者</td></tr>
<tr><td>（使用できる期間）
第２条　野外体験教室の宿泊施設の使用期間及び休館日は、あらかじめ教育委員会の承諾を得て、指定管理者（条例第１１条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が定める。</td><td>（使用できる期間）
第３条　野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。
<table><tr><td colspan="2">宿泊施設</td><td>使用できる期間</td></tr><tr><td colspan="2">本館（管理棟）宿泊室</td><td>１月１日から12月31日まで</td></tr><tr><td>宿泊棟</td><td>編笠山、権現岳、西岳、赤岳、阿弥陀岳、横岳、硫黄岳、天狗岳</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">テント</td><td>６月１日から８月31日まで</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>【削除】</td><td>（休館日）
第４条　野外体験教室の休館日は、３月26日から４月４日まで、４月29日から５月５日まで、７月21日から８月31日まで及び12月29日から翌年の１月４日までの期間を除く月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその翌日）とする。
２　前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第11条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めたときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</td></tr>
<tr><td>（入退館時間）
第３条　野外体験教室の宿泊施設の入館及び退館の時間は、次のとおりとする。
（１）　入館時間　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める時間</td><td>（入退館時間）
第５条　野外体験教室の宿泊施設の入館及び退館の時間は、次のとおりとする。
（１）　入館時間　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じそれぞれア又はイに定める時間</td></tr>
</table>

改正後	改正前
ア　市内又は県内に存する小、中学校等における教育のために野外体験教室を使用する場合　午後１時 イ　アに掲げる場合以外の場合　午後３時 （２）　退館時間　午前10時	ア　市内又は県内に存する小、中学校等における教育のために野外体験教室を使用する場合　午後１時 イ　アに掲げる場合以外の場合　午後３時 （２）　退館時間　午前10時
（１回の使用日数） 第４条　野外体験教室の使用は、１回につき３泊４日以内とする。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。	（１回の使用日数） 第６条　野外体験教室の使用は、１回につき３泊４日以内とする。ただし、指定管理者が認めた場合は、この限りでない。
（使用申請手続） 第５条　条例第６条第２項の規定による使用の許可の申請は、教育委員会が別に定める期間内に、野外体験教室使用申請書を指定管理者に提出して行うものとする。	（使用申請手続） 第７条　条例第６条第２項の規定による使用の許可の申請は、教育委員会が別に定める期間内に、野外体験教室使用申請書を指定管理者に提出して行うものとする。
２　前項の申請に係る使用者に条例別表に規定する市内在住者等が含まれる場合には、前項の申請書に市内在住者等であることを証する書類を添えなければならない。	
３　指定管理者は、第１項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室使用許可書（以下「使用許可書」という。）により当該申請者に通知するものとする。	２　指定管理者は、前項　の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室使用許可書（以下「使用許可書」という。）により当該申請者に通知するものとする。
（利用料金の納付方法） 第６条　条例第９条第１項の規定による利用料金の納付は、使用許可の際に指定された方法により行わなければならない。	（利用料金の納付方法） 第８条　条例第９条第１項の規定による利用料金の納付は、使用許可の際に指定された方法により行わなければならない。
（入館手続） 第７条　使用許可を受けた者が野外体験教室に入館するときは、使用許可書を職員に提示しなければならない。	（入館手続） 第９条　使用許可を受けた者が野外体験教室に入館するときは、使用許可書を職員に提示しなければならない。
（利用料金の減免基準等） 第８条　条例第10条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。 （１）　市が共催する行事等のために使用する場合　５割 （２）　国又は神奈川県が使用する場合　５割	（利用料金の減免基準等） 第10条　条例第10条の規定により減額する利用料金の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。 （１）　市が共催する行事等のために使用する場合　５割 （２）　国又は神奈川県が使用する場合　５割

改正後	改正前
（３） 前２号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合	（３） 前２号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合
２ 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。	２ 条例第10条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。
（１） 教育委員会又は市が使用する場合	（１） 教育委員会又は市が使用する場合
（２） 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者（該当する者１人につき１人に限る。）が使用する場合	（２） 次のアからオまでに掲げる者が使用する場合又は当該者及びその介護者（該当する者１人につき１人に限る。）が使用する場合
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者	ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者
イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者	イ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長から療育手帳（知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者	エ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者
オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者	オ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証（原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。）の交付を受けている者
カ 介護保険法（平成９年法律第123号）第12条第３項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者	カ 介護保険法（平成９年法律第123号）第12条第３項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

改正後	改正前
（３） 前２号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合	（３） 前２号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
３ 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第２号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。	３ 条例第10条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、野外体験教室利用料金減免申請書により指定管理者に申請しなければならない。この場合において、当該利用料金の減額又は免除を受けようとする者が前項第２号に規定する者であるときは、当該者は、その者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示しなければならない。
４ 指定管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。	４ 指定管理者は、前項の申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を野外体験教室利用料金減免許可書により当該申請者に通知するものとする。
（使用の際守るべき事項）	（使用の際守るべき事項）
第９条 使用者は、野外体験教室の使用に当たつて、次に掲げる事項を守らなければならない。	第11条 使用者は、野外体験教室の使用に当たつて、次に掲げる事項を守らなければならない。
（１） 許可なく壁、柱、扉、樹木等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。	（１） 許可なく壁、柱、扉、樹木等にポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、又はくぎ類を打ち付けないこと。
（２） 所定の場所以外において火気を使用しないこと。	（２） 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
（３） 植物を採取し、又は損傷しないこと。	（３） 植物を採取し、又は損傷しないこと。
（４） 鳥獣、虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。	（４） 鳥獣、虫類を捕獲し、又は殺傷しないこと。
（５） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。	（５） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。
（使用の取りやめの届出）	（使用の取りやめの届出）
第10条 使用許可を受けた者が野外体験教室の使用を取りやめるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。	第12条 使用許可を受けた者が野外体験教室の使用を取りやめるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。
（取消料）	（取消料）
第11条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用の取りやめに係る取消料について、別に定めることができる。	第13条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用の取りやめに係る取消料について、別に定めることができる。
（書類の様式）	（書類の様式）

改正後	改正前
第12条　この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。	第14条　この規則の規定により必要とする書類の様式は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。
附　則	附　則
この規則は、平成４年６月30日から施行する。ただし第６条、第７条及び第９条の規定は、平成４年４月20日から施行する。	この規則は、平成４年６月30日から施行する。ただし第６条、第７条及び第９条の規定は、平成４年４月20日から施行する。
附　則（平成９年教委規則第５号）	附　則（平成９年教委規則第５号）
この規則は、平成10年２月１日から施行する。	この規則は、平成10年２月１日から施行する。
附　則（平成11年教委規則第８号）	附　則（平成11年教委規則第８号）
この規則は、平成11年４月１日から施行する。	この規則は、平成11年４月１日から施行する。
附　則（平成11年教委規則第10号）	附　則（平成11年教委規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条第３号の改正規定中中等教育学校の前期課程に係る部分は、平成11年４月１日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条第３号の改正規定中中等教育学校の前期課程に係る部分は、平成11年４月１日から施行する。
附　則（平成12年教委規則第２号）	附　則（平成12年教委規則第２号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則の施行の際、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の使用について改正前の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定により既に使用承認を受け、かつ、その使用料を納付している者の使用料については、改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。	この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則の施行の際、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の使用について改正前の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定により既に使用承認を受け、かつ、その使用料を納付している者の使用料については、改正後の藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附　則（平成14年教委規則第11号）	附　則（平成14年教委規則第11号）
１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。	１　この規則は、平成14年４月１日から施行する。
２　改正後の第９条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料については、なお従前の例による。	２　改正後の第９条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料について適用し、同日前に受けた使用の許可に係る藤沢市八ヶ岳野外体験教室の宿泊施設の使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成15年教委規則第５号）	附　則（平成15年教委規則第５号）
この規則は、平成16年１月５日から施行する。	この規則は、平成16年１月５日から施行する。
附　則（平成17年教委規則第４号）	附　則（平成17年教委規則第４号）
この規則は、平成17年４月１日から施行する。	この規則は、平成17年４月１日から施行する。

改正後	改正前
附　則（平成19年教委規則第１号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成23年教委規則第５号） この規則は、平成23年４月１日から施行する。 附　則（平成28年教委規則第10号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 附　則（平成30年教委規則第２号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和元年教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和３年教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和８年教委規則第　号） この規則は、令和９年４月１日から施行する。	附　則（平成19年教委規則第１号） この規則は、平成19年４月１日から施行する。 附　則（平成23年教委規則第５号） この規則は、平成23年４月１日から施行する。 附　則（平成28年教委規則第10号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 附　則（平成30年教委規則第２号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和元年教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和３年教委規則第５号） この規則は、公布の日から施行する。